

平成 24 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 エナジーサポート株式会社

代表者名 代表取締役社長 吉村 亜東司  
(コード番号 6646 名証二部・大証二部)

問合せ先 常務取締役管理本部長 村山 幹樹  
(TEL 0568-67-0851)

### 定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、種類株式発行に係る定款一部変更、全部取得条項の付加に係る定款一部変更及び全部取得条項付種類株式（下記「第 1 (1) 変更の理由ア②」において定義いたします。）の取得について、平成 24 年 6 月 28 日開催予定の当社の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議し、また、全部取得条項の付加に係る定款一部変更について、本定時株主総会と同日に開催予定の当社普通株式を有する株主様を構成員とする種類株主総会（以下、「本種類株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 第 1 当社の定款一部変更について

##### 1 本定時株主総会第 1 号議案「種類株式発行に係る定款一部変更の件」

##### (1) 変更の理由

ア 当社の親会社である日本碍子株式会社（以下「公開買付者」といいます。）が、平成 23 年 11 月 29 日から平成 24 年 1 月 17 日まで当社の普通株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行いました。その結果、平成 24 年 1 月 24 日の決済日をもって、公開買付者は当社普通株式 10,626,419 株を取得、平成 24 年 3 月 31 日現在、公開買付者は当社普通株式 21,776,339 株を所有するに至りました。

総株主の議決権の数（平成 24 年 3 月 31 日現在 22,600 個として計算しています。以下同じ。）に対する公開買付者の議決権の数の割合は 96.35%となります。

本公開買付けの結果を受けて、公開買付者は、当社の発行済株式の全て（但し、当

社が保有する自己株式を除きます。)を取得することを通じて当社を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続(以下「本完全子会社化手続」といいます。)を実施すること等によって、より中長期的な視野に立った製品開発・マーケティング・人材活用等を行って経営資源の最適化を図ること、意思決定及び戦略実行のスピードを高めること、及び親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除すること等を実践し、公開買付者グループの連結経営において一層の効率化を図る意向を有しております。

欧州諸国の財政・金融不安、米国や新興国の景気停滞懸念、為替相場の円高傾向による差損の発生等のマイナス要因に加え、東日本大震災の影響により当社の主要顧客である電力会社の投資環境は大きく変化しており、短期的にはこれらの事業リスク・為替リスクに晒される一方、これを克服して当社の企業価値向上を図るためには、短期的な収支の状況にとらわれない長期的視野に立った経営戦略の立案及び遂行が求められます。

そして、このような要求を充足するためには、本公開買付けの実施を契機として当社の株主を公開買付者のみに限定し、上記のリスクを当社の株主の皆様にも負わせることを回避しつつ、機動的かつ迅速な意思決定を行うことができる体制を構築することが合理的かつ最善の方策であることと考えております。

このため、当社は、以下の方法により、本完全子会社化手続を実施することといたしたいと存じております(以下の①から③までを総称して「本定款一部変更等」といいます)。

- ① 当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条項第1項第7号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じ。)を付加する旨の定款変更を行います。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様(但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。)から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、公開買付者以外の本件株主様に対して交付する当社種類株式が1株未満の端数となるように、取得対価として当社種類株式を交付します。このように交付される種類株式が1株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

上記③の手続完了より、公開買付者のみが当社の株主になる予定です。

イ 本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの上記①を実施するものであります。

具体的には、会社法上、全部取得条項の付加された株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、当社の定款の一部を変更して、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式として、本議案においては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。なお、第 3 号議案にて説明申し上げますとおり、上記③における全部取得条項付種類株式の取得対価は当社 A 種種類株式としております。

会社法第 171 条第 1 項並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全て（但し、当社の保有する自己株式を除きます。）を取得した場合、上記のとおり、公開買付者による当社の完全子会社化が達成されることを目的として、公開買付者以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社 A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となります。このように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従い、以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社は、上記のように本件株主様に交付することになる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項及び第 4 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条第 2 項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しておりますが、かかる買取により得られた代金を、上記のように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の 1 株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1 株当たり 360 円）を基準として算定される予定です。

ウ 本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち、上記①の手続を実行するためのものとして、当社を種類株式発行会社とし、かつ、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるべく、当社の定款に、A 種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 36,715,000 株とする。</p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容 <u>の種類株式 (以下「普通株式」という。)</u> <u>と同第 2 項に定める内容の種類株式 (以下</u> <u>「A 種類株式」という。)</u> の二種類の種 <u>類株式を発行することができる。</u></p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、 <u>36,715,000 株とし、このうち、普通株式の</u> <u>発行可能種類株式総数は 36,714,000 株、A</u> <u>種類株式の発行可能種類株式総数は</u> <u>1,000 株とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する普通株式は、 <u>その内容において、A 種類株式に優先しな</u> <u>いものとし、当社は、普通株式に関し、会</u> <u>社法第 108 条第 2 項各号に定める事項につ</u> <u>いて特段の定めを設けない。</u></p> <p>2 当社が発行する A 種類株式の内容 <u>は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p><u>当社は、残余財産を分配するときは、</u> <u>A 種類株式を有する株主又は A 種類株</u> <u>式の登録株式質権者に対し、普通株式を有</u> <u>する株主又は普通株式の登録株式質権者</u> <u>に先立ち、A 種類株式 1 株につき 1 円を</u> <u>支払う。上記の残余財産の分配後、残余す</u> <u>る財産があるときは、普通株式を有する株</u> <u>主又は普通株式の登録株式質権者及び A</u> <u>種類株式を有する株主又は A 種類株</u> <u>式の登録株主質権者に対し、同順位にて残</u> <u>余財産の分配を行う。</u></p>

	<p><u>(2) その他の事項</u></p> <p><u>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p>
<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の単元株式数は、1,000 株とする。</p>	<p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、1,000 株とし、<u>A種種類株式</u>の単元株式数は、<u>1 株</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(種類株主総会)</u></p> <p><u>第 19 条の 2 第 16 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第 18 条第 1 項の規定は、会社法第 324 条第 1 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第 18 条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</u></p>

2 本定時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会議案「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」

(1) 変更の理由

第 1 号議案「(1) 変更の理由」において説明申しあげましたとおり、当社は、本定款一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうちの、第 1 号議案による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付加する旨の定款変更を行うものであります。

具体的には、第 1 号議案による変更後の定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付加する旨の定めとして、追加変更案第 6 条の 2 第 1 項第 (1) 号を新設するとともに、それに伴って、当社普通株式の名称を「全部取得条項付種類株式」に変更するほか、所要の変更を行うものであります。本議案が承認され、本議案による定款変更の効力が発生した場合には、当社普通株式は全て全部取得条項付種類株式となります。

また、下記「(2)変更内容」中の全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付される当社 A 種種類株式の割合については、第 3 号議案「2.全部取得条項付種類株式の取得の内容」

中の「(1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項」における記載をご参照ください。

## (2) 変更内容

変更の内容は、次のとおりであります。第 1 号議案に係る変更後の定款の規定を追加変更するものであります。なお、本議案に係る定款変更の効力発生は、第 1 号議案及び第 3 号議案について原案どおりご承認が得られること、並びに本種類株主総会において本議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られることを条件といたします。また、本議案に係る定款変更の効力発生日は、平成 24 年 7 月 31 日といたします。

(下線は変更部分を示します。)

第 1 号議案に係る変更後の定款	追加変更案
<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>普通株式</u>」という。) と同第 2 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>A 種類株式</u>」という。) の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、<u>36,715,000 株</u>とし、このうち、<u>普通株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>36,714,000 株</u>、<u>A 種類株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>1,000 株</u>とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する<u>普通株式は、その内容において、A 種類株式に優先しないものとし、当社は、普通株式に関し、会社法第 108 条第 2 項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p>	<p>(発行可能株式の種類及び総数)</p> <p>第 6 条 当社は、次条第 1 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>全部取得条項付種類株式</u>」という。) と同第 2 項に定める内容の種類株式 (以下「<u>A 種類株式</u>」という。) の二種類の種類株式を発行することができる。</p> <p>2 当社の発行可能株式総数は、<u>36,715,000 株</u>とし、このうち、<u>全部取得条項付種類株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>36,714,000 株</u>、<u>A 種類株式</u>の発行可能種類株式総数は <u>1,000 株</u>とする。</p> <p>(各種類株式の内容)</p> <p>第 6 条の 2 当社が発行する<u>全部取得条項付種類株式の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>全部取得条項</u></p> <p><u>当社は、株主総会の決議によって全部取得条項付種類株式の全部を取得できるものとする。当該取得を行う場合には、当社は、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき新たに発行する A 種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって</u></p>

<p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>普通株式</u>を有する株主又は<u>普通株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>	<p><u>交付する。</u></p> <p>(2) <u>その他の事項</u></p> <p>当社は、<u>全部取得条項付種類株式</u>の内容に関し、前号に定めるほか、<u>会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</u></p> <p>2 当社が発行するA種種類株式の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 残余財産の分配</p> <p>当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき1円を支払う。上記の残余財産の分配後、残余する財産があるときは、<u>全部取得条項付種類株式</u>を有する株主又は<u>全部取得条項付種類株式</u>の登録株式質権者及びA種種類株式を有する株主又はA種種類株式の登録株式質権者に対し、同順位にて残余財産の分配を行う。</p> <p>(2) その他の事項</p> <p>当社は、A種種類株式の内容に関し、前号に定めるほか、会社法第108条第2項各号に定める事項について特段の定めを設けない。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 第6条の2第1項第(1)号の規定は、平成24年7月31日の到来により効力を生じ、当該効力の発生と同時に、本条(附則第1条)を削るものとする。</u></p>

第2 本定時株主総会第3号議案「全部取得条項付種類株式の取得の件」について

1 全部取得条項付種類株式の全部を取得することを必要とする理由

第1号議案「(1) 変更の理由」において説明申しあげましたとおり、当社は、本定款

一部変更等により本完全子会社化手続を実施いたしたいと存じております。

本議案は、本定款一部変更等の一連の手続のうち、会社法第 171 条第 1 項並びに第 1 号議案及び第 2 号議案による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が本件株主様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、以下のとおり、取得対価として、第 1 号議案に係る変更後の定款により新たに発行することが可能となる当社 A 種種類株式を交付する手続を実施するものであります。本議案により全部取得条項付種類株式の全部を取得することは、本完全子会社化手続を完了するうえで必要な手続であります。

本議案が承認された場合、公開買付者以外の本件株主様に対して当社が交付する取得対価である当社 A 種種類株式の数は、公開買付者による当社の完全子会社化が達成されるよう、1 株未満の端数となります。このように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従い、以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

即ち、当社では、本議案が承認された場合は、上記のように本件株主様に交付することになる 1 株未満の端数の合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条第 2 項及び第 4 項の定めるところに従い、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しておりますが、かかる買取により得られた代金を、上記のように交付される当社 A 種種類株式の数が 1 株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付することを予定しております。

なお、上記の 1 株未満の端数処理により本件株主様に交付される金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける当社普通株式に係る買付価格（1 株当たり 360 円）を基準として算定される予定です。

## 2 全部取得条項付種類株式の取得の内容

### (1) 全部取得条項付種類株式の取得と引換えに交付する取得対価及びその割当てに関する事項

会社法第 171 条第 1 項並びに第 1 号議案及び第 2 号議案による変更後の当社の定款の規定に基づき、全部取得条項付種類株式の取得と引換えに、取得日（下記 (2) において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主様（但し、当社を除きます。）に対して、その所有する全部取得条項付種類株式 1 株につき、新たに発行する当社 A 種種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

### (2) 取得日

平成 24 年 7 月 31 日といたします。



(3) その他

本議案に係る全部取得条項付種類株式の取得の効力発生は、第1号議案及び第2号議案について原案どおりご承認が得られること、本種類株主総会において第2号議案の追加変更案と同内容の定款変更案の議案について原案どおりご承認が得られること、並びに第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件といたします。なお、その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3 上場廃止

当社普通株式は、現在、株式会社名古屋証券取引所（以下、「名古屋証券取引所」といいます。）市場第二部及び株式会社大阪証券取引所（以下、「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場されておりますが、本定時株主総会において、「種類株式発行に係る定款一部変更の件」、「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」及び「全部取得条項付種類株式の取得の件」に係る議案が原案どおり承認可決され、本種類株主総会において「全部取得条項の付加に係る定款一部変更の件」に係る議案が原案通り承認可決された場合には、当社普通株式は、名古屋証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は、平成24年6月28日から平成24年7月25日まで整理銘柄に指定された後、平成24年7月26日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名古屋証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

第4 本完全子会社化手続の日程の概要（予定）

本種類株主総会に係る基準日設定公告	平成24年3月16日（金）
本定時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日	平成24年3月31日（土）
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成24年5月11日（金）
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成24年6月28日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年6月28日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成24年6月28日（木）
全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日設定公告	平成24年6月29日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成24年7月25日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成24年7月26日（木）
全部取得条項付種類株式の取得の基準日	平成24年7月30日（月）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日	平成24年7月31日（火）
全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日	平成24年7月31日（火）

上記の日程は、諸事情により変更される場合があります。

#### 第5 支配株主との取引等に関する事項

上記第2に記載の全部取得条項付種類株式の取得（以下、「本件取得」といいます。）は、支配株主との重要な取引等に該当しますが、当社の経営に関する重要事項の判断は、あくまで当社の取締役会にて意思決定しており、経営上の独立性を確保しております。また、当社は、平成23年6月29日付「支配株主等に関する事項について」における「(4) 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況」に記載のとおり、支配株主との間の営業取引につきましては、市場動向及び当社の希望価格をもとに公正かつ妥当に決定しております。

本件取得を行うに際しても、以下の対応を行っております。即ち、当社は、本公開買付け及び本件取得からなる一連の取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、平成23年11月28日付当社プレスリリース「支配株主である日本碍子株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募推奨のお知らせ」の2.(3)「買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」記載の各措置を講じております。

加えて、当社は、本件取得の公正性を担保するため、上記第2に記載のとおり、当社A種種類株式の1株に満たない端数を当社が買取り、かかる買取りにより得られた代金を、当社A種種類株式の数が1株未満の端数となる本件株主様に対して、その有する端数に応じて交付する際に、各株主の皆様へ交付される金銭の額について、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に本公開買付価格と同額である360円を乗じた金額に相当する金銭が各株主の皆様へ交付されるように設定することを予定しております。

さらに、利益相反を回避するための措置として、当社の取締役のうち、公開買付者から出向している取締役國枝敏仁氏、同曾山浩司氏及び同広間重司郎氏並びに公開買付者の従業員を兼務している取締役安田正春氏は、本件取得に関して、当社と利益が相反するおそれがあることから、これを回避し、本件取得の公平性を担保するため、本日開催の当社の取締役会における議案の審議及び決議には参加しておりません。なお、本日開催の取締役会には、上記4名を除いた当社の取締役全員が審議及び決議に参加し、参加した取締役の全員一致で、本件取得に係る議案を本定時株主総会及び本種類株主総会に付議する旨を決議いたしました。また、同議案の審議にあたって、当社の監査役のうち、公開買付者の従業員を兼任している監査役島崎毅氏及び同佐治信光氏は、利益相反回避の観点から、取締役会において、同議案の審議及び決議がなされた際には出席しておらず、かつ上記2名を除いた監査役（土本忠氏及び朝比奈鋭一氏）は、全員一致で当社の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見

を述べました。これらの取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、当社のリーガル・アドバイザーである佐藤綜合法律事務所の助言を得ております。

以 上